

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

群馬県森林組合連合会

第一 目的

本実施要領は、群馬県森林組合連合会（以下「本会」という）が令和6年11月26日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（令和6年4月改正）（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本実施要領に基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

第三 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を本団体へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG 関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集、管理、伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。当会では「群森合認G〇〇号」とする。）、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間以内とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであること

を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、以下ア～エに沿って GHG 関連情報を収集・管理・伝達する。

- ア 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- イ GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ウ 出荷する木材バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- エ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記 3 とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記 4 で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年 6 月末までに、本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

本会は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

本会は、検査において適正でない事項が認められる場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 本会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本会のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。

- ③ 本会が認定事業者には是正を求めた事項が解消されない時、その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、令和6年11月26日から施行する。

【別記 1】 （事業者認定申請書の様式（例））

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

群馬県森林組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

以上

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）：（別添 1 または別添 1－2）
- 5 その他（注）：（別添：適宜作成）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別記 1 ア】（事業者認定申請書（継続）の様式（例））

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用
に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

群馬県森林組合連合会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

以上

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去 3 年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（ISO、JAS等）を持っていれば記入してください。

【別添 1】

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書

〇〇森林組合

令和 年 月 日作成

本方針書は、群馬県森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和 6 年 11 月 26 日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当森林組合において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理・GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理・GHG 関連情報等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

- ・製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等が互いに、かつそれ以外の木材を原料として製造したチップ等と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG 関連情報等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式（例））

事 業 者 認 定 書

令和 年 月 日

殿

群馬県森林組合連合会

令和 年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書について、本会の合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

以上

団体認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

そ の 他：

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記 3】

（合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における証明書の場合）

番 号

令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇森林組合
群森合認〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業体で GHG 関連情報を取扱う事業者の認定番号は「群森合認 G〇〇号」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

以上

1. 物件（森林）所在地
2. 伐採面積（チップ製造の場合は不要）
3. 樹種
4. 数量

5. GHG 関連情報（上述 3 または 4 の場合）

（1）区分

（2）トラック最大積載量：4 t 以上、10 t 以上、20 t 以上

輸送距離：10km 以下、20km 以下、30km 以下、40km 以下、50km 以下、

100km 以下、150km 以下、200km 以下、300km 以下

6. その他必要事項

注 1 上述 1～4 の項目に○で明記すること。

注 2 なお、本様式の証明書を作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

注 3 上述 3 または 4 の項目に○で明記した場合は、GHG 関連情報の記載が必要です。

注 4 区分には、素材生産事業者の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注 5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

【別記 4】

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告の様式（例）

令和 年 月 日

群馬県森林組合連合会 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する
木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

以上

1. 期間 令和 年 4 月 1 日 ～ 令和 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）

原木（原料）入荷量	m3	チップ等出荷量	m3
-----------	----	---------	----
3. 2. のうち、合法性ガイドラインに基づく合法木材であると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m3	チップ等出荷量	m3
-----------	----	---------	----
4. 2. のうち、間伐材ガイドラインに基づく間伐材であると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m3	チップ等出荷量	m3
-----------	----	---------	----
5. 2. のうち、発電用ガイドラインに基づく間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m3	チップ等出荷量	m3	
			うち、GHG 関連情報を伴うもの	m3
6. 2. のうち、発電用ガイドライン一般木質バイオマスであると証明されたもの

原木（原料）入荷量	m3	チップ等出荷量	m3	
			うち、GHG 関連情報を伴うもの	m3

【別記5】（認定取消通知書の様式（例））

事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

殿

群馬県森林組合連合会

貴会については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第十の規定に基づき、○年○月○日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

以上

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：